

MS 端末利用規約

第 1 条（総則）

マーチャント・サポート株式会社(以下「当社」という)の加盟店(以下「甲」という)は、当社との取引に関連して利用することを想定した当社指定のキャッシュレス決済端末(以下「端末」という)の設置、利用および取り外しに関し、本規約に従うことを承諾し、これを遵守するものとする。

第 2 条（端末の利用目的）

甲および当社は、当社および当社が包括代理契約を締結しているカード会社またはコード決済事業者(以下「決済サービス提供会社」という)の加盟店規約等(以下「各社の加盟店規約等」という)に基づき、甲の商品またはサービスを購入または利用する者(以下「会員」という)との間での信用販売、支払その他の取引(以下「信用販売等」という)に係る取扱いを、端末により自動化することにより、キャッシュレス取扱業務の合理化および負担軽減を図ることを目的とする。

第 3 条（端末の貸与）

1. 甲が端末の設置および利用を希望する場合は、当社所定の方法により、当社に対して申し込みを行い、当社が適格と認めた場合に限り、当社は甲に対して端末を設置のうえ貸与するものとする。
2. 甲は、当社が別途定める場合、端末機器その他の備品の設置、使用等に要する別表または当社所定の費用を、第 5 条およびその他当社が定める方法により支払うものとする。当該費用は、契約の期間満了、解約等に基づく終了または一部の決済サービスの取扱いが終了した場合における当該終了時における期間の費用等を含むものとする。
3. 当社が甲に設置する端末は、当社が指定するものであり、その選定は当社が行うものとする。
4. 設置された端末の使用が終了した場合は、甲は、理由または名目の如何を問わず、当該端末に保存された当社および決済サービス提供会社に関する情報について、第三者に対して一切開示せず、甲との取引以外の目的で利用しない。甲は、当該義務を遵守するため、当社の承諾を得て開示する場合であっても、自己の関連会社、それらの役員、従業員その他の関係者、契約相手等に対して、契約等を通じて同様の守秘義務を課し、それらの者の義務履行について当社に対して責任を負うものとする。また、漏洩を防止するため、甲は、当社との取引終了後又は該当端末を 1 か月又は当社指定期間以上の間使用しない場合には、当該端末を当社に返還するものとする。本項の義務は、当社との取引終了後も存続するものとする。
5. 契約終了後において、甲に貸与された端末およびその他備品が契約終了日から 14 日以

内に当社に返還されなかった場合、甲は、端末費用金 71,280 円(税込)を、当社が指定する方法により直ちに支払うものとする。やむを得ない事情により返還が遅延する場合には、当社の事前承認を得るものとする。

第 4 条 (情報登録)

1. 端末に登録する情報の設定、変更および抹消は、当社が行うものとし、甲は別途当社の指示等がない限り行わないものとする。
2. 当社が甲に対し、端末に登録する情報の設定操作を依頼した場合、甲は端末の所定の操作手順または当社の指示に従い、情報設定を行うものとする。
3. 当社は、一定期間以上利用が確認されない端末について、当社および利用カード会社に関する情報漏洩の防止を目的として、登録情報を抹消することができるものとする。

第 5 条 (諸費用の負担および支払)

1. 甲は、端末の設置、使用および取り外しに係る費用を、別表に定めるとおりまたは別途通知する当社所定のとおりに負担するものとする。
2. 甲は、前項に基づき負担する費用を、当社が別途定める期日および方法により支払うものとする。
3. 甲が既に支払った諸費用の対象期間の途中で契約やサービス等が終了したとしても当該費用等は返還されないものとする。
4. 甲がその負担する費用の支払を怠った場合、当社は、当該費用に係る債権と、甲が加盟店規約その他の契約等に基づき当社に対して有する債権とを、法令に定める金額の範囲内において、甲への個別通知を要することなく、対当額にて相殺することができるものとする。

また、当社は、甲との間で有する債権に加え、甲が契約者名義として運営するその他の加盟店に対して有する債権についても、甲または当該加盟店へ通知を要することなく、相殺することができるものとする。

第 6 条 (端末の使用および保管に関する業務)

1. 甲は、本規約および操作手順書に従い、善良なる管理者の注意をもって端末を使用および保管するものとする。
2. 甲は、会員に対して信用販売等を行う場合、原則としてすべての信用販売等に端末を使用して行うものとする。
3. 甲は、端末に異常または故障が生じた場合、速やかに当社が指定する連絡先に連絡し、修理を依頼のうえ、端末が常に正常に稼働する状態を維持するものとする。不具合の修理および交換は、原則として、対象端末を当社指定場所に甲が送付した上で修理等の手続を進める対応(いわゆるセンドバック対応)を行うものとし、故障内容によっては別途

費用が発生する場合がある。

4. 甲は、自ら端末の修理または改造等をしてはならず、かつ、当社が指定した者以外の者に、端末の修理または改造等の指示または委託等をしてはならないものとする。

第 7 条（会員の本人確認と売上票の確認）

1. 甲は、端末の取扱いにおいて、端末が暗証番号の入力を要求した場合、所定の方法により会員に暗証番号の入力を求め、照合結果により正しい暗証番号が入力されたことを確認したうえで、信用販売等を行うものとする。
2. 甲は、端末が暗証番号の入力を要求しない場合であっても、携帯電話等外部デバイスを用いることを含めた当社所定の本人確認方法に基づき、正当な処理が行われたことを確認したうえで、信用販売等を行うものとする。
3. 甲は、端末の取扱いにあたり、端末より暗証番号の入力を要求されず、かつ端末売上票に会員署名欄がある場合は、会員に署名を求め、カード記載の署名と同一であることを確認のうえ、信用販売等を行うものとします。

甲は、端末売上票の記載内容(会員番号、売上金額、支払区分等)を確認し、誤りがないことを確認するものとする。

第 8 条（会員の暗証番号失念時等の対応）

甲は、前条に定める方法により信用販売等を行うに際し、会員が暗証番号を失念している等の理由により本人確認ができない場合、当該取引を一旦中止するものとする。

また、原則として、暗証番号の入力を省略する方法(以下「PIN バイパス」という)による取引処理は禁止されるものとする。

第 9 条(効力の有効性)

甲は PIN バイパスによる決済について、会員からサインを取得していたとしても、本規約または信用取引等との関係において、決済の有効性を示す証憑にならないことを確認する。

第 10 条（売上票提出の義務）

1. 甲は、端末売上票を取りまとめ、自らの責任において保管するものとする。ただし、当社と甲との間で電子データによる保管方法等を別途定めた場合は、その方法に従うものとする。
2. 甲は、当社より当該信用販売等に関する照会があった場合、端末による暗証番号照合、外部デバイスを用いた所定の本人確認方法、または会員の署名による本人確認が実施された端末売上票(サーマルロール紙(感熱紙)または電子データを含む)を当社に提出し、当該信用販売等の事実を証明するものとする。

第 11 条（情報の利用および登録等）

甲は、当社宛の端末設置申込書に記載された甲およびその代表者等に係る情報(当該情報に係るその後の提供情報及び変更情報を含み、以下「加盟店等情報」という)が、当社所定の保護措置を講じた上で、当社が定める期間は当社が保有・利用し、当社が関連する業務の全部または一部の委託、提携または利用等を行うために、当社以外の決済サービス提供会社に書面、電子メールまたはデータ送信等の方法にて通知または提供されることに予め同意するものとする。

第 12 条（通知義務）

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、一ヵ月前までに当社に対し書面により通知するものとする。

- (1)店舗改装等により端末の使用を一時中止し、または一時取り外す場合
- (2)端末の設置場所を移転または変更する場合
- (3)甲の業種または取扱商品の変更がある場合

第 13 条（禁止事項）

甲は、その名目、理由ないし手段の如何を問わず、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとする。

- (1)端末登録情報を他に漏らすこと
- (2)端末を甲の従業員等を除き、第三者に使用させること
- (3)端末の占有を甲以外の者に移転すること
- (4)当社に届出していた利用場所および用途以外で端末を使用すること

第 14 条（端末の取り外し）

1. 当社は、甲と当社または決済サービス提供会社との間において次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、甲の承諾なく、いつでも端末を取り外すことができるものとします。
 - (1)甲が本規約上の義務を怠り、または本規約に違反した場合
 - (2)甲の信用状態に重大な変化が生じたと当社が認めた場合
 - (3)甲が端末の接続された通信契約を他に譲渡した場合
 - (4)甲と当社との間の加盟店規約等による契約が解除または解約された場合
 - (5)その他、当社が端末の設置を不適当と認めた場合
2. 甲は、三ヵ月前までに当社に対して文書により申し出ることにより、端末を取り外すことができるものとする。ただし、取り外した端末は、必ず当社に返還するものとする。

第 15 条（最低利用期間）

1. 端末の最低利用期間は、端末を出荷した月から起算して3年とするものとする。
2. 甲は、前項の最低利用期間内に解約する場合には、当社が定める違約金を速やかに当社の指定する方法にて支払うものとする。

第16条（甲からの解約）

1. 甲は、解約希望日の前月末日又は解約希望日の10営業日前のいずれか早い日までに、当社が定める方法により通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとする。ただし、甲は、解約希望日が属する年または月の利用料金を支払うものとし、年額または月額利用料については日割り計算による精算や、既に支払った金額の返金を行わないものとする。
2. 解約希望日が特定不能な場合は、解約希望通知が当社に到達した月の翌月末日をもって甲の解約希望日とみなすものとする。
3. 甲は、前項の通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金または違約金がある場合、直ちにこれを支払うものとする。

第17条（当社からの解約）

1. 当社は、甲が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、甲への事前の通知または催告を要することなく、規約の全部または一部を解約することができるものとする。
 - (1) 利用申込書等に虚偽の記載があった場合または故意に記載しなかった場合
 - (2) 支払停止または支払不能となった場合
 - (3) 手形または小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押え、競売の申立があった場合または公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産、会社更生または民事再生手続の開始を申し立てた場合、または信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 規約等に違反し、当社の催告した後14日内に是正されなかった場合
 - (8) 解散、減資、事業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (9) 規約の履行が困難となる事由が生じた場合
 - (10) 一年間継続して本サービスの利用実績が認められなかった場合
2. 甲は、前項による解約があった場合には、未払いの利用料金または違約金を当社が定める日までに支払うものとする。

第18条（損害賠償）

甲は、本規約を違反して端末を使用し、または使用させたことにより当社または決済サービス提供会社に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

第 19 条（規約の改定および承認）

1. 当社は、本規約を随時改定することができるものとする。
2. 当社が変更内容を通知、公告または公表(当社ホームページへの掲載その他合理的方法による)した後、甲が端末を使用した場合は、甲は変更後の規約を承認したものとみなすものとする。

第 20 条（本規約の優先適用および規約に定めのない事項）

1. 端末の設置、使用または取り外しを行うにあたっては、本規約および操作手順の手引に基づくものとする。
2. 本規約に定めのない事項については、当社および決済サービス提供会社の加盟店規約等に従うものとする。

第 21 条（協議事項）

本規約および各社の加盟店規約等に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲と当社または決済サービス提供会社との間で協議のうえ、解決を図るものとする。

〔別表〕 甲が負担する費用

甲は、以下に定める各費用を負担するものとする。（なお、より詳細な内容・金額については、別途当社が指定する内容に従うものとする。）

1.通信回線に関する費用

- ① 通信回線を新たに設置する場合に要する一切の費用
- ② 通信回線の使用に係る基本料および通話料金

2.端末の取付費用

端末の設置に係る標準的なものとして当社が指定する工事費用

3.電源工事および電気料金

端末に使用する商用電源を確保するために必要な工事費用(もしあれば)およびその使用に係る電気料金

4.電源および消耗品に関する費用

端末に内蔵されている電池その他の消耗品の交換・補充に要する費用

5.移転費用

端末の設置場所を移転する際の取り外し・再設置に係る費用

6.除去に伴う費用

端末を除去する際に発生する取り外し等の費用

7.滅失・毀損に関する費用

端末が滅失または毀損した場合に、復元または修理・交換を行うために要する実費

データ通信用 SIM カード付モバイル型端末の利用に関する特約(以下「本特約」という)

第 1 条 (総則)

本特約は、マーチャント・サポート株式会社(以下「当社」という)と加盟店(以下「甲」という)との間で締結された「MS 端末利用規約」(以下「原規約」という)に基づき、甲が貸与するデータ通信用 SIM カード付モバイル型端末(以下「モバイル型端末」という)を取扱う場合に適用されるものとし、本特約は原規約に付随する特約として原規約の一部を構成するものとする。

甲は、本特約を遵守したうえで、モバイル型端末を利用するものとする。なお、本特約に別段の定めがなく、かつ文脈上異なる意味に解すべき事情がない限り、本特約に使用される用語は原規約に定める定義に従うものとし、本特約と原規約の間に矛盾が生じる場合は、本特約の内容が優先して適用されるものとする。

第 2 条 (データ通信用 SIM カードの管理)

1. 甲は、当社から貸与されたデータ通信用 SIM カードを、善良な管理者の注意義務をもって使用、保管および管理するものとし、当社および SIM カード提供通信会社が定める諸規定を遵守するものとする。
2. 甲は、データ通信用 SIM カードを、当社が貸与したモバイル型端末以外の機器において使用してはならないものとする。また、SIM カードの切断、加工その他の改変を行ってはならないものとする。
3. 甲は、理由または名目の如何を問わず、当社にモバイル型端末を返却する場合には、当該端末に装着されたデータ通信用 SIM カードを併せて返却するものとする。

第 3 条 (利用停止)

当社は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、事前の通知または催告を要することなく、データ通信用 SIM カードの利用を停止することができるものとする。

- (1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお履行しないとき
- (2)データ通信用 SIM カードに関する契約申込みにおいて、虚偽の記載を行ったことが判明したとき
- (3)データ通信用 SIM カードが、当社が貸与したモバイル型端末以外の機器で使用されたことが判明したとき

(2025 年 7 月 18 日)